

千葉市と東京海上日動火災保険株式会社との包括的な連携に関する協定書

千葉市（以下、「甲」という。）、東京海上日動火災保険株式会社（以下、「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、千葉市ならではの特性を踏まえ、双方が有する資源、ノウハウを有効に活用し、連携による事業を推進することにより、市民サービスの向上と地域における課題解決や魅力向上に寄与し、100年先に引き継ぐ未来のまちづくりの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）地域の安全・安心、災害対策に関すること。
- （2）健康づくりの推進に関すること。
- （3）脱炭素社会・環境保全の推進に関すること。
- （4）地域経済活性化や中小企業の支援に関すること。
- （5）文化及びスポーツの振興に関すること。
- （6）未来につながる、こども・若者の人材育成や女性の活躍推進に関すること。
- （7）魅力と活力にあふれる未来のまちづくりに関すること。
- （8）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が合意する事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社等に実施させることができるものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携において、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、開示先が乙の関係会社等である場合、或いは、事前に開示される情報に関係する全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2026年3月31日までとする。

ただし、当該有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特段の申し出を行わないときは、本協定の有効期間が満了する日から同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において、署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2025年4月10日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉県千葉市中央区新千葉1-4-3
WESTRIO千葉フコク生命ビル11F
東京海上日動火災保険株式会社
執行役員 千葉支店長 垣谷 直人